

令和6年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和6年3月11日（月曜日）

午前10時00分 開議

午後 2時18分 散会

○出席委員（28名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	5番	赤平 泰衛	委員		6番	工藤 賢生	委員
	7番	竹内 博之	委員		8番	樋川 篤子	委員
	9番	竹浪 敦	委員		10番	成田 大介	委員
	11番	坂本 崇	委員		12番	齋藤 豪	委員
	13番	蛭名 正樹	委員		14番	畑山 聡	委員
	15番	石山 敬	委員		16番	木村 隆洋	委員
	17番	千葉 浩規	委員		18番	野村 太郎	委員
	20番	尾崎 寿一	委員		21番	蒔苗 博英	委員
	22番	松橋 武史	委員		23番	石岡 千鶴子	委員
	24番	三上 秋雄	委員		26番	工藤 光志	委員
	26番	清野 一榮	委員		28番	田中 元	委員

○出席理事者

企画部長	外川 吉彦	財務部長	奈良 道明
市民生活部長	岩崎 隆	福祉部長	秋元 哲
健康こども部長	佐伯 尚幸	農林部長	森岡 欽吾
商工部長	西谷 慎吾	観光部長	神 雅昭
建設部長	木村 和彦	都市整備部長	小山内 孝紀
会計管理者	菅野 昌子	上下水道部長	小野 敦弘
教育部長	成田 正彦	学校教育推進監	鈴木 一哉
企画課長	白戸 麻紀子	広聴広報課長	菊地 謙太郎
健康づくりのまちなか拠点整備推進室長	青山 洋蔵	財政課長	堀川 慎一

管 財 課 長	工 藤 浩
資 産 税 課 長	石 田 剛
市 民 協 働 課 長	高 谷 由美子
福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織
生 活 福 祉 課 長	佐々木 順 一
介 護 福 祉 課 長 補 佐	工 藤 信 康
こ だ も 家 庭 課 長	蒔 苗 元
国 保 年 金 課 長 補 佐	相 馬 延 承
健 康 増 進 課 参 事	佐 藤 美 加
農 政 課 長	澁 谷 明 伸
農 村 整 備 課 長	柳 田 尚 美
文 化 振 興 課 長	佐 藤 孝 子
建 築 住 宅 課 長	熊 澤 靖 夫
都 市 計 画 課 長	今 井 邦 夫
相馬総合支所総務課長補佐	細 川 博
上 下 水 道 部 総 務 課 長	中 村 洋 幸
上 下 水 道 部 工 務 課 長	千 葉 裕 朗
上 下 水 道 部 下 水 道 施 設 課 長	福 士 一 之
学 校 整 備 課 長	高 山 知 己
教 育 セ ン タ ー 所 長	成 田 頼 昭
中 央 公 民 館 長	中 川 元 伸
文 化 財 課 長	石 岡 博 之

市 民 税 課 長	村 元 広 美
収 納 課 長	中 田 和 人
環 境 課 長	菊 池 浩 行
障 が い 福 祉 課 長	成 田 亜 弘
介 護 福 祉 課 長	齊 藤 隆 之
介 護 福 祉 課 長 補 佐	伴 英 憲
国 保 年 金 課 長	葛 西 正 樹
健 康 増 進 課 長	山 内 恒
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小山内 一 仁
り ん ご 課 長	吉 崎 拓 美
商 工 労 政 課 長	福 士 智 宏
土 木 課 長	工 藤 昭 仁
建 築 指 導 課 長	原 子 覚
公 園 緑 地 課 長	土 岐 康 之
会 計 課 長	間 山 博 樹
上 下 水 道 部 営 業 課 長	石 川 竜 明
上 下 水 道 部 上 水 道 施 設 課 長	京 野 直 文
教 育 総 務 課 長	菅 野 洋
学 務 健 康 課 長	相 馬 隆 範
生 涯 学 習 課 長	原 直 美
博 物 館 長	熊 谷 義 昭

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 記 一
主 幹 兼 議 事 係 長	蝦 名 良 平
主 査	附 田 準 悦
主 事	田 村 宣 樹

次 長	堀 子 義 人
総 括 主 査	成 田 敏 教
主 事	外 崎 容 史

午前10時00分 開議

一般会計予算を審査に供します。

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算
常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達して
おります。よって、直ちに会議を開きます。

8日に引き続き、議案第9号令和6年度弘前市

◎委員長（佐藤 哲委員） 10款教育費に対する
質疑を続行いたします。

まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎7番（竹内 博之委員） 予算書173ページの
概要書116ページになります。10款5項2目、弘

前市運動公園陸上競技場改修事業について質疑したいと思います。

これ、昨年度ゼロ円の予算で、今回改修工事に約1億8500万円が充てられています。まず、改修工事の内容について伺います。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 陸上競技場の改修事業の内容でございますが、今現在、日本陸連の2種の指定を受けておりますけれども、この2種の更新が5年ごとにごさいます。そのための改修ということになります。具体的には、例えば陸上競技場のウレタン舗装部分、色がついている部分、あそこの傷んでいる部分ですとか、不陸になっている部分の改修をして、最後は耐水性のあるコーティングをするとか、あるいは陸上競技場にある各種陸上競技で使用する判定機器がございますけれども、例えば写真判定装置でありますとか、そういったところの部分的な更新、そういったものが含まれるものでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 改修工事、ここの金額だけを見ても、ある程度大規模なものになるのかなと思うのですけれども、改修工事をしている最中は競技場を使えないというものなのか、あとどれぐらいの工事期間を見込んでいるのか伺います。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 実際に工事の期間中、使用できなくなるということもございまして、来年度、工事の期間を9月の中旬以降ということで今見込んでおります。それまでに、例えば中体連ですとか、様々陸上の大会が各種ございますので、それらの各大会をある程度こなした上で、実施するというようにしてございます。ただ、やっぱり冬期間になるとなかなか工事できないので、雪が降る前の2か月程度を今、見込んでいるところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） ちょっとホームページというか、ネットで検索すると、ここの陸上競

技場は、ブランデュー弘前FCやラインメール青森FCがホーム戦で使用するというふうに書いていて、サッカー関係者からも今回の改修工事に当たって、そういったサッカーの公式試合に準ずるというか、整備の中で幾らか盛り込まれているのかなみたいなお話があつて、ちょっとここは確認というか、私も不勉強なところがあるので、今この改修工事をした後でもそういったJリーグ関係の公式戦は、試合としてはできるのかどうかというところだけ確認させていただきたいと思います。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 今年度もラインメール青森が、JFLの試合を実際にあそこを使って開催してございます。今現状、陸上競技場のフィールド内の芝生部分を使って、JFLの試合ができる状況にはなっています。ただ、サッカー協会を含めてサッカーの競技団体から、芝生のエリアをもうちょっと広げてもらえないかという要望は、以前から来てはいるのですが、それこそ青森の新総合運動公園にある陸上競技場と弘前の陸上競技場でちょっと違うのは、トラックの長さが400メートルは変わらないのですけれども、そのトラックの内側部分に弘前の陸上競技場はアップするためのレーンを1レーン多く取ってある関係もあつて、中の面積が青森の陸上競技場よりも、ちょっと狭くなっている関係で、広げたときにちょうど角になる部分が削られてしまうというところもございまして、今回、2種更新をする事業に当たって、事前に日本陸連の指導を受けている状況なのです。その指導の中で、実は今回はまだいいのですけれども、恐らく次の5年後の更新のときには、中の芝生部分を全部というか、切下げしないとイケないという指導を受けています。

この切下げというのは、今現状、芝生のちょうど中央部分が、ウレタン舗装されている部分をゼ

ロレベルとすれば、10センチちょっと高くなっている状況にありまして、これが15センチを超えると、公式記録に影響が出るということで、次の更新時にはその芝生の部分の切下げを行わなければいけないという指導も受けておりましたので、今、無理をして芝生のエリアを広げても5年後には全面的にまたもう1回、改修し直さなければいけないという部分もありますので、今回、その芝生の拡張部分、確かに競技団体から要望はされているのですが、今回はちょっと見送る形にしているところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） これ、最後にします。ちょっと大事な部分なので、今の弘前の陸上競技場でもJFLの試合は、今年度はできたと。今後もそれはできるのかというのが一つと、今の課長の答弁だと、いずれにしても5年後に芝生の改修みたいなものをやらなければいけないということで、5年後の改修のタイミングには、サッカー協会からの要望とかをある程度織り込めるということでの理解でよろしいか。最後、この2点で終わります。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） JFLの試合は、今現在できている状況なので、来年度、令和6年度以降も開催はできることにはなるのですが、実際にJFLに昇格しますと、年間で大体十四、五試合、ホームの日程を組まなければいけないという状況になるのですけれども、今現在、弘前の陸上競技場、それこそ陸上の大会ですとかで結構使われておりますので、そもそも陸上競技場を広げて、確かにJFLの試合、もしくはJ3の試合ができるような状況に仮になったとしても、陸上競技との取り扱いといいますか、どうしても陸上競技場、陸上の大会を優先せざるを得ない状況になるので、今後5年間の間で、本当に陸上競技場を整備することでいいのか、もしくは今ブランデューがホームとして使っている隣の球技

場を整備したほうがいいのか、その辺のところを協会を含めて、サッカーの業界の団体の方と意見交換しながら、将来的にどういう方向がいいのかというのは、検討していかなければいけないなと思っていました。

◎7番（竹内 博之委員） 非常によく分かりました。今、体育施設だけではなくて、いろいろな施設も広域でやっていかないと、地域全体で財政的な部分も大きな課題になっていくと思うので、この部分はまた都度都度、スポーツ振興課の皆さんとも意見交換をさせていただきながら、いい方法というものをしっかり選んでいけるようにできればと思います。いろいろと理解できましたので、ありがとうございます。

◎2番（工藤 裕介委員） 急いで、急ぎ足でやります。10款4項1目の予算書159ページになります。児童劇観劇教室公演等業務委託料、これは概要書のほうが読みやすいので、概要書118ページの子ども観劇・演劇ワークショップ。これについて、概要を教えてくださいませんか、お願いします。

◎中央公民館長（中川 元伸） 子ども観劇・演劇の事業についてお知らせいたします。

これは市内の小学生5年生を対象に、市民会館で演劇を見てもらおうと、その後に中学校の子供たちを対象にワークショップをやるというような内容です。

◎2番（工藤 裕介委員） 今、ネットとかゲームとかに偏りがちな子供たちがちょっと多いのかなと思いますので、こういうふうなコミュニケーションとか、能力・表現力・創造力というものを学べる授業といいますか、そういう事業をどんどん積極的にやっていっていただいて、こういうところにもう少し予算を割いていただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、弘前さくら

未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑にありますか。

◎19番（外崎 勝康委員） 10款1項4目、151ページだと思いますが、インクルーシブ教育システム推進事業についてお聞きしたいと思います。

初めに、来年度の予算がちょっと減額になっています。その理由と、もう一つはインクルーシブ教育、今まで様々やってきたと思いますが、その成果と課題についてお聞きしたいと思います。

◎教育センター所長（成田 頼昭） まず、成果と課題についてお答えいたします。

平成25年度から、文科省の委託を受けて始まりましたが、今は、市の事業として行っておりまして、主に定期訪問で支援体制、それから授業訪問ということで授業の質の向上、あと要請訪問ということで学校の要請に応えることによって、インクルーシブの理念が広まってきたというふうに認識をしております。

それから、予算の減額につきましては、報償金を少し実情に応じて減じているということでございます。

◎19番（外崎 勝康委員） 課題に関して、今、お話ししなかったと思いますが、成果に関してもうちょっと具体的にお話ししていただくのと、課題に関して明確に答弁いただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 手を挙げて、ちゃんと委員長としゃべって。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 成果の具体ということですが、例えば支援体制につきましては、教員だけではなく特別支援教育支援員ですとかを含めて、スタッフをどのように子供たちの指導・支援に生かすかということですか、

あるいは子供の実情に応じて個別の指導計画ですとか、支援計画を作成するという必要性について、理解が広まったというふうに受け止めております。

課題につきましてですが、やはり教員の入れ替わりもありますので、新しく新採用になった教員にその理念を、理解を深めるということに関しては、やはり毎年行っていく必要があると認識しております。

◎19番（外崎 勝康委員） それで6年度において、インクルーシブ教育、様々な国でも指標を出しております。そういう意味でも、令和6年度におけるインクルーシブの当市の考え方、進め方と新たな具体的な取組がありましたら、お知らせいただければと思います。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 令和6年度に向けてでございますけれども、基本的にはこれまでの流れを踏襲して、理解と周知を図ってまいりたいと考えております。

◎19番（外崎 勝康委員） 具体的な取組は、特にはないのでしょうか。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 具体的な取組としましては、先ほどお話ししました三つの訪問形態を生かしていくというふうなことでございます。あと、これに学びの協力員をとということで、専門的な知識をお持ちの方々を委嘱しているわけですが、その方々に、いわゆる特別支援学級における自立活動の指導について、特別支援教育研修会で講師をお願いし、その在り方について、組み方を指導するという研修会を企画しております。

◎19番（外崎 勝康委員） 今、センター所長からありましたように、特別支援学級の在り方というものは、いろいろな形で言われているのです。例えば、特別支援学級と普通教室と自由に交流する中で、よりそれがインクルーシブにつ

ながっていくのではないかという考え方があります。そういった考え方に関して、令和6年度はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 交流学級との交流学习ということでございますが、これに関しましては、在籍する特別支援学級において、どのように学ぶかというふうな教育課程を、それぞれの学級の実情に応じて組んでおります。さらに、子供の障がいの状態ですとか、あるいは実情に応じて交流学习においても個別に指導計画を作成して、学校が指導をしているところでございます。

◎19番（外崎 勝康委員） その辺が、もうちょっと具体的なお話をしていただければと思いますが、それで成果を上げたこととか、さらにインクルーシブとして交流することによって、普通の生徒も、また特別学級の生徒も、本当に自由な形で交流していくというのが、インクルーシブの本来の姿だと思うのです。ですから、その辺まで、もうちょっと具体的にお話ししていただければ分かるのですが、その辺、お話をしていただければと思います。

◎教育センター所長（成田 頼昭） まず、特別支援学級の在籍に当たりましては、教育支援委員会で審議・判断の下により、最終的には親御さんの承諾を得て在籍が決まるわけですが、その障がいの状態に応じて個別の指導計画をつくり、特別支援学級での授業と、あるいは交流学級での交流学习というふうに組まれております。だんだんとその状態が、まず学校のほうと親御さんのほうに理解を得て、よいというふうになれば、在籍を特別支援学級から通常の学級に移すというケースも今年度は見受けられております。

また、特別支援学校のほうに話が広がってしまうのですけれども、特別支援学校にいるお子さん

で、居住地校交流制度というものがあまして、いわゆる特別支援学校のお子さんが住んでいる学区の小学校や中学校に行って交流学习をやることによって、子供たちがその障がいに関しての理解を得るというふうなことも行われております。

◎19番（外崎 勝康委員） 分かりました。ぜひとも、さらに具体的に進めていただければと思います。

このインクルーシブというのは、今、日本で行われているインクルーシブ、世界的にもかなり評価が高いと言われております。ですからそういう意味では、今、我々がやっているインクルーシブ、非常にすばらしい行いだと思います。

さらにもう一つ言えば、これは意見で最後終わりますけれども、例えば普通学級であつたとしても、例えば自閉症のお子さんであれば、自閉症のお子さんは耳で聞くことは苦手ですが、目で見ることは非常に優れています。例えば、普通の教室においても、そういう子供に対してもきちんと目で、要はICTを使っていたりして、目で見ることによって普通のお子さんにもさらに理解が深まるし、障がいのある子はもっと深まっていくという、それがインクルーシブの考え方ですので、その辺をもっともっと深めていただくことを令和6年度にお願いしたいと思っております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 151ページ、心の教室相談員の事業概要をお願いいたします。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 心の教室相

談員配置事業について御説明申し上げます。

これは、心の教室相談員という役職の者を会計年度任用職員として雇用し、各中学校に派遣しておる事業でございます。子供たちが悩みなどを気軽に話せる第三者的な存在として、教育相談の体制の充実を図ることを目的として行っております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） どのような資格を持たれている方で、そして子供たちに寄り添うという第三者的な立場からというのですが、どういう時間帯を活用しておられるのか、詳しくお願いいたします。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 主に元教員ですとか、公認心理士ですとか、カウンセリングのことにたけている人を雇っております。時間帯ですけれども、授業中の時間帯に、子供たちに寄り添えるようにということで派遣していますが、大体休み時間などに子供たちが来たりだとか、あるいは別室登校をしているお子さんの対応をすることもあと聞いております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 実績というか、効果と言いますか、それによって、ちょっとこの子は問題があるなという子供を見受けられたときの対応というのをお知らせください。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 実績ですけれども、今年度12月末までの相談件数といたしましては、3,872件ほど相談に当たっております。様々な子供たちからの相談内容があるわけですが、主に自分のことについて話して、それを聞いてもらいたいというお子さんが多いように聞いております。

また、市教委としては、もしそれにいじめ等の話が入ってきた場合には、すぐに学校と連携をして対応に当たることとしておりますが、今年度は特にそのような話は入ってきておりません。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 以前、私の一般

質問の中でも、家庭の中に問題があって、DVとか、そしてまたDVがあると児童虐待と、そういう子供たちも関連して傾向的にはあると。なのでカリキュラムの中にきちんと、これから生み出さないための仕組みづくりをそこに組み込んでいただきたいと。出前講座とか、校長先生の采配ではなく、きちんと何年生なら何年生の学年に一律に、そういうふうな教育をするというようなことを盛り込んでくれというような話を以前いたしました、そのことについてはどのような話合いがされたのかお知らせください。

◎学校教育推進監（鈴木 一哉） お答えいたします。

児童虐待、DVの予防教育は非常に大事なことであり、そのように認識しているところでございます。児童生徒に指導する内容につきましては、国語や算数、英語といった教科を含めまして、児童生徒の発達の段階に応じて丁寧に指導を積み上げていくことが、指導の効果を高めるために重要であります。

児童虐待、DVの予防教育は、大変デリケートな題材であります。国によりますと、人権教育のカテゴリーに属すると考えられますけれども、その人権教育は、教育活動全体を通じて他人を思いやる力や分かり合うためのコミュニケーション力、技能などを総合的にバランスよく子供たちに培うことが求められるとしております。

それを受けまして各学校では、特別の教科・道徳をはじめ、学校生活の様々な場面を捉え、丁寧に指導を積み上げていると認識しております。そのことが、将来的な児童虐待、DVの予防に結びついていくものと考えております。

また、現在、校長が編制する学校の教育課程はかなり過密な状態であり、内容を精選しながら進めているところであります。教科等の授業以外については優先順位を設け、出前授業などを実施し

ていると認識しております。

一例を挙げますと、情報モラル教室、睡眠教室、出産について取り上げる命のお話出前講座など、学校が児童生徒の実態に応じて取り組んでいるものです。

以上のことから、現状では学校が児童生徒の実態を踏まえ、そういった内容、つまり児童虐待、DV予防の指導が必要であると判断した場合に教育課程に位置づけ実施する形、または出前授業としてのほうが取り組みやすいのではないかと、そのように考えております。

なお、出前授業としましては、こども家庭課が今年度、モデルケースとして市立中学校1校で実施しております。次年度は5校実施する予定と、そのように聞いております。

教育委員会といたしましては、こども家庭課と連携しながら、大切な問題でございますので取り組んでまいりたいと考えております。

◎教育センター所長（成田 頼昭） すみません。先ほどの実績につきまして修正いたします。

先ほど、3,872件というふうにお答えしましたが、正しくは5,575件についてでございました。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 一般質問の答弁でも、学校のカリキュラムの中に入れるのは、少し難しいような話を伺っておりました。出前講座の去年の実績を教えてください。

◎学校教育推進監（鈴木 一哉） 令和5年度ということになりますけれども、1校モデルケースで行ったということでございまして、来年度5校の予定ということでございます。去年ということですので、今年度ということでお答えさせていただきますと1校、それまではないということになります。

◎23番（石岡 千鶴子委員） いろいろ問題があっても学校の中に、そういうのを取り組んでくださいといっても、なかなか難しい状態にあるの

かなと思います。でもDVの問題は、かなり表面化してきております。表面化しているのは、ほんの氷山の一角で、かなり多いものと思われ、子供たちの中にも心に傷を負って相談ができないというような状況の子供方もおられるかと思います。

こういうのを、中長期的な対応を取っていかねばいけないのと同時に、そういう子供たちをも増やさないという意味からしても、その子供たちが大人になってパートナーと巡り会ったときに同じ悪の連鎖をしないように、きちんと教育をするべきだという意味からも、中学校もしくは小学校の高学年に出前講座、校長先生になるべく一人でも多く、子供たちに出前講座なりなんなりをしていただきたく、強く要望をいたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって10款教育費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（森岡 欽吾） 11款災害復旧費の予算について御説明いたしますので、175ページをお開き願います。

1項災害復旧費1目農業用施設災害復旧対策費の200万円は、災害が発生した場合の農地及び農業用施設の復旧に要する経費を計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、こ

れをもって、11款災害復旧費に対する質疑を終結いたします。

次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 12款公債費の予算について御説明いたします。

予算書の176ページの12款公債費は、長期債元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子で85億4541万8000円となっております。

12款公債費につきましては、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 13款予備費の予算について御説明いたします。

予算書の176ページの13款予備費は、予算外及び予算超過の支出に充てようとするもので、5000万円を計上しております。

13款予備費につきましては、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 一般会計歳入について御説明申し上げます。

予算書18ページの1款市税1項市民税1目個人市民税は68億9685万円となっております。

2目法人市民税は9億9882万9000円となっております。

2項1目固定資産税は87億2883万8000円となっております。

2目国有資産等所在市交付金は4069万1000円となっております。

3項1目軽自動車税は69万2000円となっております。

2目環境性能割は4640万6000円となっております。

3目種別割は5億8523万5000円となっております。

19ページの4項市たばこ税は13億9502万4000円となっております。

5項入湯税は2060万円となっております。

6項都市計画税は8億1795万4000円となっております。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので1億3100万円となっております。

20ページの2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので4億1200万円となっております。

3項森林環境譲与税は、森林環境税の一部が市町村に譲与されるもので3700万円となっております。

3款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので700万円となっております。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので4900万円となっております。

21ページの5款株式等譲与所得割交付金は、一定の上場株式等の譲渡所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので4900万円となっております。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付されるもので2億8800万円となっております。

7款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので43億5900万円となっております。

8款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので700万円となっております。

22ページの9款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので4800万円となっております。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等が所在する市町村に交付されるもので30万円となっております。

11款1項地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除及び個人住民税の定額減税に伴う減収分を補填するために交付されるもので7億7594万2000円となっております。

23ページの2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の軽減措置による減収分を補填するために交付されるもので500万円となっております。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力などに応じて交付されるもので201億3000万円となっております。

13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので2500万円となっております。

24ページからの14款分担金及び負担金は、歳出予算に計上されている事業ごとに所定の率により

算出したもので、1項分担金に1273万4000円、25ページにかけての2項負担金に3億513万7000円を計上しております。

25ページからの15款使用料及び手数料は、条例に基づきそれぞれ算出したもので、29ページにかけての1項使用料に10億2015万円、29ページから31ページの2項手数料に9792万7000円を計上しております。

32ページからの16款国庫支出金は、歳出予算に計上されている各事業の基準により算出したもので、1項国庫負担金に129億1214万4000円、33ページから36ページの2項国庫補助金に27億8368万9000円、36ページの3項委託金に4567万3000円を計上しております。

37ページからの17款県支出金は、国庫支出金と同様に各事業の基準により算出したもので、1項県負担金に43億3584万8000円、41ページにかけての2項県補助金に11億9532万7000円、41ページの3項委託金に2億8914万2000円を計上しております。

42ページの18款財産収入は、市が所有する財産の貸付け、売払いなどによる収入を見込み計上したもので、1項財産運用収入に4565万2000円、2項財産売払収入に5022万5000円を計上しております。

43ページの19款寄附金は、ふるさと納税寄附金などを見込み計上したもので14億7780万7000円となっております。

43ページから44ページの20款繰入金1項基金繰入金は、各基金からの繰入れを予定しているもので31億3959万4000円となっております。

44ページの21款繰越金は1億円となっております。

44ページからの22款諸収入は、他に属さない各種の収入をこの款に見込んだもので、45ページにかけての1項延滞金加算金及び過料に2400万1000

円、45ページの2項市預金利子に3万円、46ページにかけての3項貸付金元利収入に12億6075万7000円、46ページの4項受託事業収入に1億4343万3000円、47ページの5項雑入に13億2386万9000円を計上しております。

47ページから51ページの23款市債は、建設事業等を実施するため、その財源として借入れを予定している長期債のほか、地方交付税の国の財源不足分を補填する臨時財政対策債でありまして、63億6250万円となっております。

歳入につきましては、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 歳入に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎26番（工藤 光志委員） 私からは、1款4項1目、たばこ税です。

非常に勉強不足で、たばこ税というのは全て国税だと思っておりました。ところが、ちょっと調べたら地方税もあるのだと。その中で、国税はたばこ税とたばこ特別税、地方税には都道府県たばこ税、市町村たばこ税と、四つの税金がかかっております。それで来年度の市の歳入の予算では、約14億円を見込んでおります。その中で、全て国税で、国からたばこの交付税として来ていると思っていたのが、市でもたばこに税金をかけていると、しかも施設の敷地内全面禁煙と打ち出しております。たばこは嗜好品だということで、そういうふうな税金をかけていながら、たばこを吸う人を粗末に扱っているというのはどうということなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、たばこ税の地方税、市でもかけてもいいという法律の根拠をお示しくささい。

◎市民税課長（村元 広美） 私からは、たばこ税につきまして、その賦課の中身を答弁させていただきます。

委員おっしゃるとおり、たばこに関する税は、国税と地方税の2種類ございます。国税はたばこ税・たばこ特別税、それから地方税として都道府県たばこ税と市町村たばこ税がございまして、国の国税のたばこ税に関しましては、たばこ税法という法律に基づきまして、1,000本当たり6,802円、それから同じ国税のたばこ特別税に関しましては、国の一般会計における債務の継承等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律というもので、1,000本当たり820円。地方税のほう、都道府県たばこ税及び市町村たばこ税に関しましては、地方税法に基づきまして、都道府県たばこ税は1,000本当たり1,070円、市町村のたばこ税に関しましては、1,000本当たり6,552円を課税させていただいているもので、この市町村たばこ税1,000本当たり6,552円の分が市の歳入のほうに、たばこ税として計上させていただいているものでございます。

◎26番（工藤 光志委員） 説明を聞けば、地方税とたばこ税とあって、地方税のほうは昭和25年に発令されていますよね、国のほうのたばこ税は昭和59年と、遅く発令されているのですよ。この意味が分からないのだけれども、わんつか説明してもらえねばか。

◎市民税課長（村元 広美） 大変申し訳ございません。税の制定年度に関しては資料がございませんで、それぞれ国のほうと地方のほうで使うというか、財源とするということで徐々に法律ができてきたものと思いますけれども、申し訳ございません。その詳しい事情に関しては、資料を持ち合わせてございませんので、大変申し訳ございません。

◎26番（工藤 光志委員） たばこばかりやっていれば時間がなくなるので、次に行きます。

13款1項1目です。交通安全対策特別交付金についてですが、先般、歳出のほうでお尋ねした

ら、この交付金の700万円の行方はお聞きしました。このほかの事業に、交通安全対策特別交付金は、どこへ行っているのですか。

◎財政課長（堀川 慎一） 13款交通安全対策特別交付金の使途、どこに使っているかということでございます。

6年度の当初予算では、8款1項2目の道路維持事業の中に、区画線の補修費として1250万円ほど計上してございます。そのほかに8款2項2目道路照明施設管理事業、こちらは道路照明施設のLED化の改修事業を実施しているもので、こちらは当初予算で6000万円計上してございます。あと、8款2項7目、単独の交通安全施設整備事業、防護柵の設置等に700万円を計上しているものです。

◎26番（工藤 光志委員） 本来、交通安全対策特別交付金の概要を見れば、道路の交通安全施設に関して、信号機・道路標識・横断歩道・柵・道路反射板という例がついています。全部それらではなくて、春先、道路等舗装の路面の補修にも使われているようなことを聞いたのですが、それは本当でしょうか。

◎財政課長（堀川 慎一） 交付金としては、予算では2500万円を見ております。先ほど説明した歳出で、7000万円ぐらい事業費として説明させていただいたのですが、お金に色分けがないので、どこにということはないのですが、区画線の補修で1250万円、LED化で6000万円、その中に入っているということで御理解いただけたらと思います。

◎26番（工藤 光志委員） 理解してくださいと言われても、理解できないのですよ。というのは昨年度の春、雪が消えた後に道路の、要するに白線とかいろいろなことをやらなければならないのに、粗末で、線がほとんど消えてしまっているところがいっぱいあった。秋になって、雪降る頃

になってそういうふうな線を引いたり、そういう時期のずれた工事の実施をしているので、その辺のところ、来年度は時期になったらすぐに白線とかそういうのを直して、交通安全対策に努めてほしいというふうに意見を申し上げて、これは終わります。

次に、歳入の47ページ、23款1項市債1目総務費なのですが、健康づくりのまちなか拠点整備事業債についてであります。

この事業債が、当初の予定、計画では50億円から70億円ぐらいというふうなことでは、内々に聞いていました。それが、事業費が73億円になったということでこの間、この場でありました。

その中で、この見込みよりも何がどう上がって、この73億円になったのかを説明願いたいと思います。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） ただいまの建設コストの増加の件についてお答えいたします。

健康づくりのまちなか拠点整備事業につきましては、基本設計の段階から現在予算の計上の時点で、コストが当初約57億円から約70億円と見込んでいたものが、現在、予算では工事管理費も含めて約73億円余りとなっております。その金額が上昇した要因としましては、建設コスト、特に木製製品ですとか、金属製品等の急激な価格の高騰がでございます。そのほか、燃料コストの上昇、あと円安による影響、また半導体不足による影響、慢性的な人材不足等による労務単価の上昇などが要因として上げられておりますが、主立って上がった項目としましては、建築工事に関する関連資材の中で、特にサッシやガラス、スチールドア、シャッター等の増額が約2億円、見込みよりも増えていることすとか、電気設備工事に関する関連資材の増額ですと動力盤ですとか、端子等について約1億8000万円の増加等が見込まれておりま

して、結果として当初の基本設計の時点から3億円程度の増加となったものでございます。

◎26番（工藤 光志委員） 現在の価格がこうで、今のこの中で3年間の継続費で73億円になっていますよね。今、73億円の中で2年後、このとおり6年度の予算案を審査している。73億円の幅が3年間でそんき上がるという考えなのでしょう。今現在よりも、今現在こういう価格で取引されている。では、年度を明ければ何%上がって何倍ということの計算上の計算なわけでしょう。

では、これ以上、上がらないのですよね。また後で値上がり分を、我々議会にかけるわけではないですよね。あとはかからねんだべ、そこをちゃんと話ししてください。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 今、予算計上している、継続費で計上している73億円余りにつきましては、今、行っています実施設計の金額に、将来のコスト増分の見込みも含めて計上したものでございます。これ以上、上がらないかということにつきましては、やはり今後の社会情勢ですとか、様々な要因がありますことから、必ず上がらないというのは、今現時点ではお答えできない状況でございます。

◎26番（工藤 光志委員） 要するに、私が言いたいのは、6年、7年、8年で、3年間で73億円かかりました。上昇分を見込んでということで。それがまだ分からないのであれば、1年ごとに継続費が決まっているわけじゃな。何年に幾ら使いますと。では1年ごとに上げればいいではないか、逆に。3年ごと、3年を見越してこういうふうに値段を増やしているのであれば、価格を増やしているのであれば、先が見えないのではなく、見えた段階で上げればいいじゃな、わだばそう思うわけよ。

だから、先ほどの木造、木の製品とかいろいろ上がるからということですので、その詳細の資料

を出してください。委員長、それを求めてもいいですね。出せますか。出してください。終わります。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 25ページ、15款1項使用料、御所温泉使用料について伺います。

現在、運営主体はどこですか。

◎相馬総合支所総務課長補佐（細川 博） 御所温泉の運営主体ですが、相馬総合支所総務課でございます。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 過去5年間で、この温泉を何回休館にしたのかお知らせください。

◎相馬総合支所総務課長補佐（細川 博） 過去5年間の休館ですが、令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、毎年休館しております。

臨時休館の理由につきましては、令和2年度及び令和5年度はポンプの故障、3年度、4年度はコロナの関係で休館しております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 交通の便もいいので、旧弘前市内のほうからかなり高齢者が利用していると伺っております。隣のおばあちゃんも、今日も休みだった、今日も休みだったみたいな感じで、ちょっと御不便をかけているのですが、あるとき「何で休んでいるのですか」と「レジオネラ菌が出たのか」と聞いたら、「そうだ」というような、そういうようなお話もちらっと聞いたのですが、レジオネラ菌の発生は保健所のほうに届けるようになっていっていると思うのですが、きちんと図られているでしょうか。

◎相馬総合支所総務課長補佐（細川 博） レジオネラ菌につきましては3か月に1回、年4回定期的に検査しておりまして、都度、基準値内ということで結果を頂いております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 足を持たない高齢者にとってみれば、バスを使って温泉に行くと

というのが一つの楽しみであり、生活の一部でありますので、ポンプの故障、そして毎年休館のないようによろしくお願いいたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第9号に対して、御意見ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第9号令和6年度弘前市一般会計予算について、反対討論を行います。

最初に、来年度予算に市民の声が力となり、新規事業として高齢者補聴器購入費助成事業、がん患者医療用補整具購入費助成事業が盛り込まれたことに対し、我が会派は心から歓迎するところです。

反対理由の第1は、地方自治体に悪政を押しつける国・政府言いなりの予算編成が基調となっているからです。

当市においても、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に沿って、令和6年度に地方版デジタル総合戦略を策定するとの答弁でした。デジタル田園都市国家構想は、地方自治体を持つ住民の個人情報や国や特定の企業が自由に利用・提供しようとするもので、重大な問題があります。デジタル手続とともに、窓口での相談など対面サービスを拡充し、住民の多面的なニーズに応じることに軸足を置くべきです。

圏域行政・定住自立圏構想などの広域連携は、市町村単位で担っている行政を、中心都市と周辺自治体からになる圏域単位で行うことを標準化しようとするものであり、地方自治体の本来の在り方を後退させるものです。

2款1項1目、自治体システムの標準化については、令和7年度末までに移行する作業を進めるとの答弁でした。自治体システムの標準化は、自治体の二重業務を国が決めた仕様に統一し、カスタマイズを認めないというもの、住民サービスが後退しかねません。当市では、既に共同クラウドシステムを使っており、国は自治体システムの標準化を期日まで決めて押しつけることはやめるべきです。

2款3項1目、マイナンバーカード普及をめぐっては、岸田政権が健康保険証廃止とマイナンバーカードの一体化に固執しています。それは、オンライン資格確認システムのネットワークを介して、全国医療情報プラットフォームを構築し、データ化した医療情報を民間企業がビジネスに利用して、新たな産業基盤につなげていくことを狙っているためとされています。国は、自治体業務を混乱させ、負担をかけるマイナンバーカードの押しつけをやめるべきです。

反対理由の第2は、県内外からの宿泊者にあまねく課税する宿泊税導入を狙う予算が含まれているからです。7款1項3目の弘前市宿泊税検討委員会が3月に設置され、来年度には宿泊税導入の検討が本格化します。宿泊税が導入されれば、宿泊者にとっては新たな税負担となり、特別徴収義務者となる宿泊事業者に対しては過大な負担を強いることになり、宿泊税導入には反対です。

反対理由の第3は、市民の個人情報保護対策が極めて脆弱であるからです。2款1項1目、LINE運用支援ツール使用料については、今年、5日の総務省によるLINEヤフーに対する行政指導、さらには2021年4月の行政指導と、LINE上で市民の個人情報を取り扱うには不安が残ります。

2款1項4目、健康アプリ、3款2項1目、子育て応援アプリの利用は、多くの個人情報が民間

事業者に集積される可能性があるだけに、アプリ利用者に個人情報の取扱いについての同意確認の重要性を促すことが必要と考えますが、市の取組は極めて柔弱です。

3款3項1目、次世代医療基盤法に基づく医療情報提供は、市民のプライバシー権を危険にさらすものです。

その他、反対の主な事業を指摘します。2款3項1目、市民課窓口業務等業務委託料、7款1項6目、星と森のロマンチックピアエスコ事業業務委託料、10款4項4目及び10款4項7目、市立図書館と郷土文学館指定管理料、10款4項10目、れんが倉庫美術館等指定管理料。

最後に、物価高騰で暮らしと営業が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっているときだからこそ、地方自治体の一番の役割である住民の福祉の増進という自治体の本来の仕事を進めるべきであると申し上げて、反対討論とします。

ありがとうございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

◎21番（蒔苗 博英委員） 私は、会派創和・公明を代表して、議案第9号令和6年度弘前市一般会計予算について、賛成する立場で意見を申し上げます。

櫻田市長は、市政の最重点事項として位置づけている健康都市弘前の実現に向けた取組に加え、昨年5月に国からSDGs未来都市に選定されたことを受け、将来にわたって持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでいくこととしております。さらに2月16日には、ゼロカーボンシティひろさきとして、世界自然遺産白神産地の玄関口としての誇りと使命感を持って、地球温暖化防止対策の仕組みをつくり上げていくことを宣言されました。

令和6年度の予算の具体的な内容を見ますと、

健康づくりのまちなか拠点整備事業において、健康都市弘前の拠点となる旧市立病院の改修に着工するほか、野菜摂取量を促し、子供から高齢者まで全世代の市民の健康増進や健康意識の向上を図るあと70g野菜を食べよう推進事業や、高齢者福祉の充実のための高齢者補聴器購入助成事業、ゼロカーボンシティひろさき実現への第一歩として、路線バス事業者への電気バスの導入を支援する電気バス導入支援事業などが盛り込まれているところでございます。

このほか、教育・子育て・商工・農業・観光など、弘前市の将来を見据えた新規事業や継続事業の拡充などの予算が盛り込まれており、あらゆる分野においてしっかりと取り組んでいくという強い思いが感じられる予算であると評価できるものであります。

よって、議案第9号令和6年度弘前市一般会計予算について賛成するものであり、これからも社会環境の変化に柔軟に対応され、市民目線に立った取組をしっかりと行っていただくことを期待し、賛成討論といたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第10号令
和6年度弘前市国民健康保険特別会計予算を審査
に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第10号令
和6年度弘前市国民健康保険特別会計予算につい
て御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は192億4816万9000円とす
るほか、債務負担行為の設定をしようとするもの
であります。債務負担行為は、国民健康保険料納
入通知書製本・封入・封緘業務委託料などの2件
であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国13
ページをお開き願います。

国13ページから国14ページにかけての1款1項
総務管理費の2億8022万2000円は、国民健康保険
関係事務の一般管理費等を計上したものでありま
す。

国15ページにかけての2項徴収費の3482万2000
円は、国民健康保険料の賦課収納に係る事務費等
を計上したものであります。

3項運営協議会費の42万1000円は、弘前市国民
健康保険運営協議会に係る経費を計上したもので
あります。

国16ページをお開き願います。

2款1項療養諸費の114億9994万6000円は、被
保険者に係る診療報酬等を計上したものでありま
す。

国17ページにかけての2項高額療養費の19億
4465万9000円は、被保険者に係る高額療養費等
を計上したものであります。

国18ページにかけての3項移送費は2000円を計
上したものであります。

4項出産育児諸費の3901万7000円は、出産育児

一時金等を計上したものであります。

5項葬祭諸費は1680万円を計上したものであり
ます。

国19ページをお開き願います。

6項傷病手当金は35万4000円を計上したもので
あります。

3款1項医療給付分の34億177万3000円は、青
森県へ納付する国民健康保険事業費納付金のうち
医療給付費分を計上したものであります。

国20ページをお開き願います。

2項後期高齢者支援金等分の12億3450万2000円
は、事業費納付金のうち後期高齢者支援金等分を
計上したものであります。

3項介護納付金分の5億1849万6000円は、事業
費納付金のうち介護納付金分を計上したものであ
ります。

国21ページをお開き願います。

4款1項特定健康診査等事業費の1億4983万
8000円は、被保険者の特定健康診査及び特定保健
指導に要する経費を計上したものであります。

国22ページをお開き願います。

2項保健事業費の9159万5000円は、被保険者の
健康づくり対策に要する経費を計上したものであ
ります。

国23ページをお開き願います。

5款1項基金積立金の1000円は、支出科目を設
定したものであります。

6款1項公債費の30万円は、例月出納に係る収
支不足額について、金融機関から一時借入れする
場合に発生する利子を見込み計上したものであり
ます。

国24ページにかけての7款1項償還金及び還付
加算金の2542万1000円は、保険料の過誤納金に係
る還付金等を計上したものであります。

8款1項予備費の1000万円は、予算不足等が生
じた場合に対応するための費用を計上したもので

あります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

1款国民健康保険料の31億3895万5000円、2款使用料及び手数料の27万3000円、3款国庫支出金の29万5000円、4款県支出金の139億1738万7000円は、歳出予算の2款保険給付費から4款保健事業費までに対応する財源として、保険料及び国・県の交付金等を計上したものであります。

5款財産収入の6万4000円、6款繰入金の21億5128万6000円、7款諸収入の3990万9000円は、財政調整基金利子、一般会計等からの繰入金及び延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。

本案につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） そうしましたら、私のほうから質疑いたします。

国7ページを御覧いただきたいと思うのですが、今回、2款のところで保険給付費、本年度と前年度の分の比較のところを拝見しました。実際、物すごい額が比較として出てきているわけです。10億円以上今回増額になっているところではありますが、私、毎年部分を全部確認してはいなかったのですが、比較して、ここまで大きく増額するといったことというのは、これまであったのかも含めて、今回の増額の理由についてお答えいただきたいと思います。

◎国保年金課長（葛西 正樹） まず、ただいまの御質疑に対しまして、今年度、全県的に療養給付費が増加傾向にありまして、県においても、新型コロナウイルス感染症流行時期での受診控えが収束傾向となった、その反動だと分析しておりま

す。具体的には、急を要さない手術や入院加療等が流行明けまでずれ込んできたことなどが原因と考えられます。

また、同感染症の流行時期においては、検診・受診率が低下してしまったという影響もございまして、令和4年度と令和5年度の比較では、特に入院費用が増加し、療養給付費全体が増加しております。被保険者の高齢化や医療の高度化、重症化等により、1件当たりの医療費も増加しております。入院に関しては、具体的な数字で申し上げますと、昨年の3月診療分から11月診療分まで、今年度9か月分の入院費の1件当たりの費用額の比較をいたしますと、前年度が63万4464円に対して今年度は66万6274円と、3万1810円の増額となっております。割合としては5%程度増加しているとなっております。これらを踏まえまして、令和6年度も大幅な療養給付費の不足が予想されるということで、その分を見込んだ予算要求としたものでございます。

過去に、これほどの上げ幅があったかどうかというところ、詳細なデータはないのですが、恐らくここまで上がったことはないのではないかと認識しているところでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。やはりコロナの影響もあって、今のお話でも入院とか手術など、急を要さないからということで後回しになっていたケースが、お話の中でもすごく多かったということが分かりました。私も医療関係にちょっと前まではいたので、その部分についてはすごく肌で感じるころはありましたし、実際、そうやって我慢されている方々というのが多々いらっしゃるのではないかなというのが、これでお見受けできます。

質疑に換えたいのがもう1点あるのですが、医療機関での入院費用が多くなっているという答弁の中でしたけれども、今、私が見ている国

7ページの3款の部分もちょっと見ていただきたいのですが、国民健康保険事業費納付金というところについて、すぐ下の項目なのですけれども、前年度比で見たらば、比較的多かったのです、3億8000万円くらいですか。これもまた非常に大きな金額であると感じるわけですが、この部分についても、意味合いとして、増額しているということは、同じような意味で財源となっているのかなというのを、具体的に教えていただきたいと思います。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 事業費納付金には、内訳として医療給付費分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分と三つありますけれども、県によりますと医療給付費分は、医療機関への受診状況が新型コロナウイルス感染症流行前の傾向に戻るものと見込んで、過去複数年の医療費の動向等を基に令和6年度の需要予測をして、各市町村へ割当てしているものでございます。

療養給付費の財源は、歳入4款の県支出金によって全て手当てされますので、一般財源等の持ち出しはありませんけれども、療養給付費の増加は、将来の事業費、納付金が増加する要因となるということでは、理由としては同様の理由だというようなことの整理でよいと思います。

事業費納付金に関しましては、主に国保被保険者に賦課している国民健康保険料がその財源となっておりまして、保険料に各種交付金を加えて財源に充てております。中でも保険基盤安定繰入金は、低所得者に対して法定で7割・5割・2割の軽減措置を講じているものでございまして、その収入分の目減りを補填する意味合いなどを持っておりまして、それらを加えて充てているという状況でございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。やはり同じような意味合いで増加しているということが、今の答弁でも分かりました。

もう1点聞きたいのですけれども、事業費の納付金に関しては、被保険者が納めている国民健康保険料が主な財源となっているとのことであつたのですけれども、入院の療養給付が増えているということは、つまりは窓口での患者たちの医療費の負担も増えているということであるわけです。そこへ医療費の支出が増えているからと、その保険料の引上げをすると、被保険者にとっては相当な負担になるかなと思うわけなのですけれども、その辺りのお考え、今後の見通しですね。今、コロナの話はしていますが、実際問題、インフルエンザとか、別の病気というのも結構蔓延してきているところも日々見受けられているので、ちょっとその辺についても伺いたいです。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 当市の国民健康保険財政調整基金の残高は、令和6年の1月末で約32億1741万円となっております。1月末現在の国保の被保険者数で割りますと、1人当たりの金額が大体約8万8000円ぐらいになっております。令和6年度の予算の事業費納付金の1人当たりの金額、対前年比で約1万7000円増額となっておりますが、現在の基金の残高であれば、カバーできる余力がある状況となっております。来年度以降も、療養給付費の増加傾向が続くと予想されますけれども、国民健康保険料に関しては、当面のところの現行の水準を維持可能と考えております。

インフルエンザのお話もございましたけれども、過去のインフルエンザの流行時期等の傾向を見ましても、インフルエンザは外来で、入院とかに至るケースが非常に少ないですので、医療費に関しては、そこまで影響を与えないものと考えております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

インフルエンザで入院までは至らないということも、今の答弁で分かりましたし、ある程度今、

ちょっと落ち着いている状況なのかな、現行の水
準を維持していくということでお話もあったの
で、少し一安心なところもありますけれども、コ
ロナもちょっと落ち着いてはきているのですけれ
ども、実際私の周りでもまたコロナになってし
まったお子さん、2回目のコロナだという方もい
たりしています。インフルエンザも含めて、学級
閉鎖とかになったりしているところも見たりもす
るので、医療の関係はすごく心配しているところ
がありました。医療費の支出が増えたからという
ことを安易に、国民健康保険料の被保険者への負
担に転嫁しないように、これは今されていないの
でいいのですけれども、そういうふうな考えには
至らないようにしていただきたいのを強く要望さ
せていただいて、この質疑は終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による
質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。

順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の
御質疑ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは、国14
ページ、1款2項1目の国民健康保険料納入通知
書製本・封入・封緘業務委託料についてです。

現在の様式で使用している国民健康保険者証
は、いつまで交付するのかということと、その保
険者証の有効期限について、いつまでとするのか
答弁をお願いします。県や他の市町村での保険者
証の有効期限については最後にお聞きしたいと思
いますので、まず、当市のことについて答弁をお
願います。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 保険証の有
効期限に関してですが、保険証に関しては有効期
限1年として、これまでも発行しております。こ
こ数年は、高齢受給者証と一体化したこともあつ
て、高齢受給者証の有効期限が、8月から翌年7
月31日までの1年としておりますので、今、5年
度のものも昨年7月下旬に、昨年8月から今年7
月の有効で出ております。

なので、令和6年度も引き続き今年7月下旬を
めどに、8月1日から令和7年7月31日までの1
年で交付する予定で準備を進めております。

◎17番（千葉 浩規委員） それで一斉に8月
1日に健康保険証が発行されると思うのですけれ
ども、12月2日で健康保険証が全国的には廃止と
いうことなのでもう、そうなった場合、8
月1日以降から12月1日までの間で新規で資格が
発生した場合はどういう対応になるのか、答弁を
お願いします。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 保険証の新
規加入、転入だったり、健康保険から脱退して加
入した場合、現在も加入した国保の加入日から、
今であれば7月31日の形で交付しており、今年8
月1日以降、新たに一斉更新した後の12月1日ま
でに新たに入った方は、同様にその加入した日か
ら令和7年7月31日までの保険証を交付するとい
う対応になります。

◎17番（千葉 浩規委員） そうすると、12月
2日以降から来年7月31日までで、新規で資格が
発生した場合ということになると、どんな対応に
なるのでしょうか。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 今年の12月
2日以降は、紙の被保険者証の交付ができません
ので、その場合にはマイナンバーカードによるマ
イナ保険証の登録をしていただくことをお願いす
る形になりますが、実際マイナンバーカードを持っ
ていなかったり、持っていてでも保険証登録してい

ないという方もございますので、その方には資格確認書を交付するという形での対応になります。

◎17番（千葉 浩規委員） そうすると、結局12月2日以降、例えばお子さんが生まれた場合、親御さんは保険証を持っているけれども、生まれたお子さんは資格確認書ということになるのでしょうか。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 今の御質疑の子供が出生した場合には、国保に限らず、どの健康保険でもお子様はすぐにマイナナンバーカードを所持していませんので、どのタイミングで保護者が申請するかになりますが、どうしても手元に保険証がないというか、結局は確認できないので、どの資格を持っているか、保険者によって資格確認書を交付するという対応になるものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） これをさらに聞くと、かちゃましくなるので申しませんけれども、非常にかちゃましいことが起きるなど。家庭の中で国民健康保険証を持っている人と、子供は資格確認書という、何かひっちゃかめっちゃかだなどという気がします。

そこで弘前市のほうでは、7月31日が有効期限だということだったのだけれども、弘前市がそうだということは、他の市町村もそれぞれ判断するのかなと思うのです。もしかしたら黒石市とか、ほかの市町村はまた別な考えを持っているので、どうなるのだろうとなるのですけれども、県や他の市町村ではどう考えているのか、答弁をお願いします。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 県では、各市町村が独自に有効期限をばらばらに定めた場合に、医療機関で混乱が生じかねないということで、できればそこに配慮して県下統一した期限の設定をしたいということで、各市町村に照会をしております。40市町村のうち30市町村は、8月からちょ

うど1年ぼっきりの来年の7月31日までという案でいきたいという意見でございまして、残りの10市町村に関しては12月1日まで、1年3か月というような形で少し延ばした形で交付すればいいというような意見もありまして、そこを今後調整していく形になるかと思うのですけれども、基本的には高齢受給者証等の発行に当たって限度額区分が変わったり、負担区分が変わったりとかという都合がありまして、年度の所得のデータの補足とかの兼ね合いで、7月31日を過ぎて8月とかになりますと、また見る年度が変わってくるというような事務的な都合もございまして、それで7月31日までという意見が大勢を占めているという状況になっております。ですが、その辺の意見は各市町村であろうかと思っておりますので、今後もその話をしていく中で決めていくということになるかと考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） そうなると7月31日が期限というところと、12月1日が期限というところと、いろいろなところが出るということで、そうすると一つの医療機関では12月1日が期限の保険証と、7月31日が期限の保険証と、それがごっちゃになってしまうということで、先ほど仮定の話もしましたがけれども、医療機関でもごちゃ混ぜになってしまっていて、それでまたどうなるのかまだ決まっていないということなので、これで本当に12月2日に健康保険証を廃止して、マイナ保険証と一緒にやるなんていうことは、ちょっとこれは乱暴だなと思っておりますので、できれば市としては、国に対して12月1日の健康保険証の廃止を中止せよと要望していただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 国18ページで、2款4項1目、出産育児一時金についての概要を詳しくお聞かせください。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 出産育児一時金は1件当たり48万8000円に、出産の場合には産科医療補償制度の掛金の1万2000円も加えまして、50万円を上限として、世帯主に対し支給する制度でございます。

ほとんどの方は、医療機関への直接支払制度を利用しておりまして、出産費用が直接病院へ支払われます。この際に、出産費用が支給額より小額であった場合には、出産費用との差額を支給しております。

直近の今年度の実績では、先月末現在で、10か月分のデータになりますけれども、出産費用の平均が58件で約45万4620円となっております。これは、結果的に差額支給が生じない、出産費用が50万円を超えるケースを含んだ件数と平均であります。実際の差額として、支給された額のほうを平均にしますと、58件中の43件で支給されており、その額は6万2720円となっております。

概要としては以上でございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。一般会計歳出のほうで私、3款のほうでも出産・子育て応援給付金事業というのをお聞きしたのですけれども、今聞いたところ、これは出産だけに関わるお金ということで大体50万円、大まかに、50万円、私、子供を3人育てたのですけれども、3番目が今22歳になりますか、大分前で35万円ぐらいだったのですよね。随分高くなりましたね。

ただ、出産育児と書いているのですけれども、出産だけではなくて育児の部分というのは見てもらえないものかということと、出産に関わる前にも費用はかかっていると思うのですよ。ここは気持ちよく、弘前市で出産したら100万円あげるとか

できないもののでしょうか、財務部長。

3款で聞いたときには、出産・子育て応援給付金で、5万円、5万円で10万円なのです。病院に払うのが50万円、ここで全て出てしまうのですけれども、出産はすごくお金がかかるのですよ。うちの家内が、今、冬場ちょっと部屋の掃除をして出てきたのが、長男が生まれたときのおくるみとか、哺乳瓶とかそういうのが出てきて、これまた捨てられないなとやっていたのですけれども。

そういう意味で、弘前市で子供を産むと100万円ぽんとくれる。どっちでもいいです、3款のほうでもいいです、保険料でもいいです。気持ちよく口座に振り込んであげて、あとは出産した後の子育てとして使いなさいというような政策を取ってほしいなと、要望で終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 44 分 休憩〕

〔午後 1 時 00 分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 議案第11号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第11号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は25億8808万6000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものがあります。

債務負担行為は、後期高齢者医療保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後9ページをお開き願います。

1款1項総務管理費の4426万5000円は、後期高齢者医療関係事務の一般管理費等を計上したものであります。後10ページにかけての2項徴収費の1208万8000円は、後期高齢者医療保険料の収納に係る事務費等を計上したものであります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の25億2654万3000円は、青森県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金及び事務費負担金を計上したものであります。

3款1項公債費の3万円は、例月出納に係る収支不足額について、金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込み計上したものであります。

後11ページをお開き願います。

4款1項償還金及び還付加算金の516万円は、保険料の過誤納金に係る還付金等を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後5ページにお戻り願います。

1款後期高齢者医療保険料の17億6506万6000円、2款使用料及び手数料の15万円、3款繰入金の8億1742万4000円、4款諸収入の544万6000円は、歳出予算の1款総務費から4款諸支出金までに対応する財源として、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第12号令和6年度弘前市介護保険特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第12号令和6年度弘前市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

歳入歳出の総額を208億5679万5000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。

債務負担行為は、介護保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介12ページを御覧願います。

1款1項総務管理費の3億9690万1000円は、介護保険関係の一般管理費を計上したものであります。

介13ページの2項徴収費の1443万6000円は、介護保険料の賦課・収納に係る事務費を計上したものであります。3項介護認定審査会費の5286万2000円は、津軽広域連合に対する認定審査会共同設置に係る負担金を計上したものであります。

介13ページから介15ページにかけまして、2款1項保険給付費の192億6836万7000円は、要支援・要介護認定者に係る介護給付費等を計上したものであります。

介15ページから介17ページにかけまして、3款1項地域支援事業費の11億766万4000円は、介護予防事業等に係る経費を計上したものであります。

介18ページの4款1項基金積立金の1万4000円は、財政調整基金の運用利子を計上したものであります。

5款1項公債費の100万円は、例月出納に係る収支不足額について、金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込み計上したものであります。

介18ページから介19ページにかけまして、6款

1項償還金及び還付加算金の555万1000円は、介護保険料の過誤納に係る還付金等を計上したものであります。

7款1項予備費の1000万円は、予算不足が生じた場合に対応するための費用を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の39億7438万3000円、2款使用料及び手数料の3万5000円、3款国庫支出金の52億9848万5000円、4款支払基金交付金の54億2096万8000円、5款県支出金の28億7670万6000円は、歳出予算の2款保険給付費、3款地域支援事業費に対応する財源として、保険料及び国・県等の負担金等を計上したものであります。

6款財産収入の1万4000円、7款繰入金の32億8547万3000円、8款諸収入の73万1000円は、財政調整基金利子、一般会計からの繰入金及び延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案につきまして、3名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） 私から、2項目について質疑させていただきたいと思います。

まず1点目が、介15ページ、3款1項1目でございます、介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。

こちらの前年度と本年度の金額も比較して見てみましたが、4237万2000円減少している状況でございます。今回、4月から介護報酬の改定も数字等々が出ていまして、改定率自体は1.59%と、介護事業所の介護職員の処遇改善が主だったところが私のほうでも確認していたのですが、こうやって改定でプラスになっている中で、何ゆえ比較と

してマイナスになってしまうのかという理由、具体的な理由というものを伺いたいと思います。

◎介護福祉課長補佐（伴 英憲） 介護予防・生活支援サービス事業費を減額している理由についてです。

減額となった要因ですが、コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるため、利用控えにより直近の実績である令和4年度の1人当たりの平均給付額が下がっており、令和6年度の事業費については一定の増加要因を見込みましたが、トータルでは減少することを見込んだものであります。

◎1番（須藤 江利加委員） 今の答弁では、1人当たりの平均給付額が下がったということで、理由は分かりました。コロナの影響は、どうしても付き物なのかなと感じたわけですが、1人当たりの平均給付額が下がっているというところのさらに掘り下げての具体的な理由ということは、何か言えるものはあるのでしょうか。

◎介護福祉課長補佐（伴 英憲） 1人当たりの平均給付額が下がっているのはなぜかというところでは、

サービス種類ごとに利用状況を見てみますと、短時間でサービスが終了するものが伸びていることから、令和4年度は介護サービスを利用する人数は変わらないものの、まだコロナウイルス感染症の感染拡大を避けるため短時間サービス、つまり事業費単価が低額なサービスの利用が継続しており、逆に単価の高い長時間のサービス利用者が減少した結果によるものと考えております。

◎1番（須藤 江利加委員） 今の答弁のお話からも、確かにコロナもあったので、サービスを利用するのも十分でないままに、短時間で利用している傾向があったのかなと感じました。ただ、これというのは、コロナが関係するか否かの前のとき、コロナが発生というか、はやる前のときから医療機関等を含めて、サービス利用は本当に窮屈

なものになってきたのではないかなと思うわけです。

私、実際医療機関に勤めた経緯もあるので、そういうところの場面というのは幾度となく見てきました。患者さんを、例えば利用している方をヘルパーが薬局に連れてきて、薬ができるまでの間、一緒についていてくれるのかなと思いきや突然いなくなってしまっていて、何でいなくなったのだろうと思ったら、サービスの利用の状況から、今のこの空いた時間を使って別の方を迎えに行くと。何かそのようにされてしまっている利用者の人たちは、本当にふびんだなと思って、取り残されている人もそうなのですが、今度それを、別に見なければいけない立場ではない薬局職員であったり、医療機関の窓口の職員がそれをフォローする形になるわけです。

その短時間の関係がコロナの影響だという話はよく分かったのですが、何かそういう部分というのを安易に、ただ、そういう理由だからお金は少なくとも大丈夫でしょうというふうなニュアンスに変えてしまうというのは、結構危険なものではないのかなというふうに個人的には思っているところでありました。

すみません、もう一つ質疑しなければいけないのですが、3款1項3目、介17ページになるのですが、概要のページで行けば128ページですね。この部分に関して、介護給付等費用適正化事業の部分についての予算立ての金額も見ました。昨年に比べて、この部分についてはプラスなのです。

先ほど伺った介護予防サービスの事業費自体は、減少しているというのは理解したのですが、この適正化事業は何ゆえプラスになっているのかという理由を、詳細をお答えいただきたいと思います。

◎介護福祉課長補佐（伴 英憲） 適正化事業が

増額している理由といたしましては、本適正化事業を実施しております会計年度任用職員の職員手当等の人件費の増額が主な理由となっております。

◎1番（須藤 江利加委員） その人件費というところで引っかかってくるのが、今回の介護報酬の改定についてで引っかかってくるのかなと思うところなのです。

介護事業所とか、事業をされている職員たちの今回の介護報酬改定率の1.59%の内訳で見れば、改善分が0.98%となっているのです。全体で見ても多分介護従事者、介護をされている事業者たちは、処遇改善だから賃金とかそういうところに重きを置いてやっていかないといけなくなっているのですけれども、大きいところで見れば確かにそうなのですが、さらに掘り下げてみれば、訪問看護、夜間の対応型訪問介護、あとは定期巡回、随時対応サービス、予防介護訪問リハビリというのですかね、この部分は基本報酬が減額になっています。

日本全国これが適用になってしまうので、大変な事態になってしまうということは、介護従事者であればすごくよく分かる話かなと。今、お話にあった介護給付等費用適正化事業の部分は、確かにケアプランとかそういう部分も大事なもので、処遇改善も大変必要な部分かなとは思っているのですが、実際、最初に述べた質疑の中身として、介護予防生活支援サービスの事業費があんなに大きくマイナスになってしまうと、利用者から見れば、自分たちのところにはしっかり介護が行き届かなくなってしまうのではないかと、不安をあおってしまうのではないかと、私は客観的に見ると思うわけです。

そうやって減額になってしまえばどうなるのかというところで、訪問介護なので、今、在宅とか、家でみとりとかどんどん増えてきています

し、施設も割とありそうに見えますけれども、今、物価高で倒産、激しいです。やれなくなって撤退している事業者が結構増えてきている中でもあり、そして人材不足も相まって、それは何事にも問題としては出てきますけれども、本当に大変な状況なのだなというのは分かってきています。

確かに国のほうから、しっかりとこれをやれと来ているものなので、市としてはやらざるを得ないところもあるかもしれないのですけれども、実際そうやって介護を受けたくても充実した介護が受けられない状況にある人も中にはいらっしゃいますし、先ほど述べた処遇改善で、それが結局は、自分が使いたいと思った介護とかケアプランとかそういうものに入ってきてしまうので、利用したいなと思っても前より高いからやっぱり使えないとか、そういうふうな状況に追いやられてしまう人が多くもなるし、人材不足なのでということで施設もなくなってしまえば、何か行き詰まってしまってどうなってしまうのだろうと、不安になる人のほうが多くなります。

実際、こうやって大きなことにどんどん派生していく問題にもなりますので、ただ単純に予算立てが、前の分から見ればマイナスであるということとはよく分かったのですけれども、改めて介護の今の背景ですね。忘れないで考えていただきたいのと、利用している人たちがしっかりと介護を受けられるような仕組みというのは、今後もさらに強化していただきつつ、考えながら物事をつくっていただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明。

◎3番（志村 洋子委員） 3款1項3目、介17ページ、認知症ただいまサポート事業の爪Qシールについてお伺いいたします。

昨年6月、私が初めて一般質問に登壇した際、提案をさせていただきましたこの爪Qシール、このたび予算化に御尽力いただいた皆様に感謝を申

し上げます。改めて事業概要についてお聞かせください。

◎介護福祉課長補佐（伴 英憲） 認知症ただいまサポート事業です。

認知症ただいまサポート事業とは、令和元年10月に開始した事業であり、その目的は認知症高齢者が独りで外出してしまい、目的地への道や家に帰る道が分からなくなり、行方不明となってしまった際、元気にただいまと帰宅できるようにサポートする事業となります。

登録いただいた人には、登録番号と同じ番号の入ったキーホルダー、アイロンプリントシール、反射シールを配付し、衣類、靴、かばんや帽子、つえなど、外出時に身につけたり、一緒に持って歩くようなアイテムにつけてもらいます。また、登録情報は、弘前警察署と共有します。行方不明時には、そのキーホルダー等の番号によって、個人の識別を早くできるようにするものであります。

今回、従来の配付グッズに加え、登録番号及び緊急連絡先のデータが入った2次元バーコード付きのシール——爪Qシールを追加配付しようとするものです。

こちらのグッズは、認知症高齢者の手の爪等に貼っていただき、アイテム等を身につけていない状態で行方不明になった場合でも、爪Qシールの2次元バーコードを読み取ることで、迅速な身元確認及び緊急連絡先への連絡が可能となっております。

◎3番（志村 洋子委員） これまでのグッズと違って、シールには耐用期間があると思いますが、1回に配付されるシールの枚数をお聞かせください。

また、あわせて、配付されたものを使い切ったら、追加で配付されるのかどうかもお聞かせください。

◎介護福祉課長補佐（伴 英憲） 爪Qシールシール1枚につき、約2週間の耐久性があります。対象者には、1年分相当の24枚を配付する予定です。1年分を年度内に使用してしまった場合には、追加で交付する予定です。また、再来年度以降も、認知症ただいまサポート事業へ継続して登録されている方に対しては、年に1回、1年分相当の爪Qシールの配付を考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 私が知り得る限り、県内で初めての取組となりますので、ぜひ広く市民に知っていただきたいと思います。今、市で予定している周知方法をお聞かせください。

◎介護福祉課長補佐（伴 英憲） 広報ひろさきや市のホームページへの掲載はもちろんのこと、ラジオやテレビ等のメディアにも取り上げていただきます。また、介護事業所や病院などに直接周知するなど、広く周知できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 最後に、意見要望を申し上げます。

時折、帰れないでいる高齢者を、学生が交番へ連れて行くというようなニュースを拝見します。ぜひ、幅広い年代の多くの市民に周知をお願いしたいと思います。介護事業所や病院だけでなく、認知症を広く知ってもらうという意味でも、学校を含めた関係機関にも周知をお願いしたいと思います。

◎16番（木村 隆洋委員） 1款1項1目、介12ページ、認定調査業務委託料についてお伺いいたします。

市で、介護認定ケアマネの方に委託している事業だと思うのですが、具体的な業務内容についてお伺いいたします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 認定調査の内容ということでお答えいたします。

認定調査は、介護保険法に基づくものでして、

介護サービスを受けるために必要な調査となります。認定調査自体は、2種類の調査を行うことになっておりまして、一つが概況調査といったもので、一つが基本調査になります。

概況調査は、現在受けているサービスの内容だったり、それから本人が置かれている環境といったものを調査するものです。

もう一つの基本調査でございますけれども、こちらのほうは、五つの質問群とその他の質問といったものから構成されているものでありまして、一つ目として、麻痺だったり寝返りなどの身体機能、または起居、起きたり座ったままにいるとか、そういった動作に関わるもの。二つ目が生活機能に関わる調査、三つ目が認知機能の程度に関わる調査、四つ目が認知症等に関わる精神行動障がいに関わる調査、五つ目が社会生活への適応に関わる調査、それからその他として、過去14日間に受けた特別な医療に関わるものということで、調査項目としては74項目、こちらのほうを認定調査員が、高齢者が日常生活を営んでいる場所、つまり生活の場所において調査することになっているものです。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、具体的な中身を伺いました。74項目にもわたる調査を行うということのお話でありました。過去3年程度でいいので、この認定調査の件数、それと先ほど74項目のお話がありましたが、この認定にかかる時間というのは、市としてどのように見込んでいるのか、お伺いいたします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 3年間の調査件数をまずお答えいたします。

令和3年度は、新規申請として2,713件、更新申請として5,859件、区分変更として870件の合計9,442件。令和4年度は、新規申請として2,851件、更新申請として6,841件、区分変更として927件で合計1万619件。今年度ですけれども、見込

みになりますが、新規申請として3,035件、更新申請として6,065件、区分変更として955件、合計で1万555件を見込んでいるところでございます。

それで、このうち認定調査を居宅介護支援事業所等に委託した件数になりますけれども、こちらのほうが、令和3年度は3,038件、令和4年度は5,219件、今年度は5,500件程度を見込んでいるところです。

続いて、認定調査に要する時間ということでございますが、こちらのほうは、利用者本人の状態に関わる調査、先ほどの基本調査的なものですが、こちらのほうを1時間程度、それから調査した結果を調査票として作り込む、こちらのほうに30分から1時間程度、あとは調査の移動に関わる時間として、30分から1時間程度というふうなところで、在宅の方の調査に行くのに必要な時間としては、2時間から3時間程度を見込んでいるところです。これが施設に入所している方であれば、移動する時間というのは必要ございませんので、約2時間程度といったところで見込んでいるところでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 令和3年から4年、5年と、この認定調査を行っている件数が大体1万件前後という中で、令和3年度、委託件数が3,038件、令和4年度が5,219件、令和5年度——今年度は、現在で見込みですけれども、5,500件程度というお話がありました。では来年度、令和6年度は委託件数をどのように見込んでいるのか、お伺いいたします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 予算の積算に当たりまして見込んだ件数は、約7,500件になります。

◎16番（木村 隆洋委員） 令和3年度に比べると倍以上、委託していくというお話でありました。直営でもやられている部分あるとは思いますが。

先ほど在宅であれば調査にかかる時間が2時間から3時間程度で、施設入所者であれば、2時間程度というお話がありました。ただ私、ケアマネの方々からお話を伺っても、もっとかかると、どう考えても3時間で終わらないことのほうが、例えば在宅だと、3時間を超えることが多いというお話を聞いております。

今回、この1件当たりの委託料、市としてどのように積算しているのか、お伺いいたします。

あわせて、現在分かっている当市と他市との比較がどのようになっているのかお伺いいたします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 現在の委託の単価になりますが、在宅の方につきましては税込みで2,750円、それから施設入所者につきましては、税込みで2,200円となっております。

他市の状況ということでございますけれども、今年度調査した結果としてなのですが、青森市につきましては、在宅者の調査単価は4,173円、施設入所者は3,129円です。八戸市は在宅が3,850円、施設入所者は2,420円となっております。あと、近隣であれば、黒石、平川は同じでございます。在宅と施設入所者は同額で2,200円といったところでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） すみません、課長、1点だけ。

令和6年度——来年度も在宅は2,750円、施設入所者は2,200円で、これまでと変わらないのか、そこをお伺いします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 令和6年度の予算の積算上も変わりなく2,750円と2,200円でございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 先ほどの御答弁の中で、青森市、在宅が4,173円で、施設入所している方は3,129円、八戸市は在宅3,850円で、施設入所者は2,420円と。先ほども課長の御答弁の中

で、この調査にかかる時間、在宅の方は2時間から3時間、施設に入所されている方は2時間程度というお話がありました。

先ほど、私のほうから意見を申し上げたのですが、実際ケアマネの方に聞くと、まず3時間で収まらないと。3時間半、4時間ぐらいかかってしまうというのが現実だというお話を伺っております。

今、青森県の最低賃金は898円であります。3時間であれば2,640円、弘前は在宅の方に関して2,750円、最低賃金ぎりぎり、市としては3時間という把握ではありますけれども、今、在宅の話をしていますが、3時間を超えていることがほとんどだとなると、ある意味最低賃金以下になっていると。八戸は在宅の方、2022年は3,300円から3,850円、施設利用者は2,200円から2,420円に、事業者に行ったアンケート結果によって引き上げております。

東津軽郡、平内とか今別、蓬田、外ヶ浜、この辺は全て、在宅は3,300円、弘前より上であります。南部地方の町村も三戸、五戸、階上、在宅は3,300円ということで、ケアマネの方からも非常に、この委託料の設定が果たしてどうなのか、最低賃金以下なのではないかという声が上がっております。

昨年の6月の地元紙に、秋元部長のところに市民団体が陳情に行っていると。この委託料が、弘前市が県内で最低水準にあると、多い自治体と格差が2倍になっていると、報道もされております。私自身、これは見直すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 今年度行った調査におきましても、近年、見直しをしている自治体もありました。また、青森市、八戸市と比較すると、単価が大きくなっているという事実も確認できております。また、最近の物価高だったり、

それから最低賃金の上昇のほうを考えると、当市においても単価の見直しが必要であると考えているところでございますので、財政負担も考慮に入れながら、今後検討してまいりたいと思います。

◎16番（木村 隆洋委員） 財務部にお伺いします。

令和6年度、この委託料を7,500件、介護福祉課は委託する予定だというふうになっております。ただ、1件当たりの単価、先ほども申し上げました。在宅が2,750円、施設入所者が2,200円ということで、この1件当たりの単価の変更は現状ありません。下手をすれば、今の青森県の最低賃金が898円というところからいっても、この委託料の設定というのは、労働基準法違反と言っているのかどうか分かりませんが、最低賃金以下になっている実態がそこにあると思われます。

私自身は、今、課長おっしゃったとおり、県内他市と比べても、これは当然のように引上げ、ましてや昨年、秋元部長に市民団体が申入れもしております。陳情もしております。そういった意味でも、どう考えても引上げが妥当であると。藤崎町は、確か在宅だと思いましたが、令和6年度、2,200円のところを4,000円以上に引上げをするということを決定しているそうです。

弘前がこの値段を上げなければ、周辺の弘前の周りの市町村も、上げづらいという声も伺っております。私自身は、これほど健康都市弘前を目指しているとおっしゃっているにもかかわらず、一番の苦しんでいる方、1万余りの方が要介護認定を受けようと、その土台となる要介護認定を受ける調査員の方のその委託料ですら最低賃金以下になりつつある現状というのは、これは財務部としても予算化するべきだと思います。恐らく、勝手な試算でいけば、七、八百万円から1000万円程度あれば、十分引上げが可能だと思います。

今日の質疑の中でも、健康づくりのまちなか拠点の予算が上がったと、当初50億円から70億円というのが73億円になったと。確かに有利な起債を使うかどうかあっても、市の持ち出し分は半分くらいになるのではないかという議論もあります。そういった意味では、本当に現場で頑張っている方々に、そのぐらいのきちんとした担保をして委託をして調査をしてもらう、結構現場は大変だという話を聞きます。

認知症の人からいろいろな言われ方をされたり、この要介護認定は甘いのではないかと、もっと厳しくしろとか、やっぱり体だけではなくてメンタルも、いろいろな思いをしていると伺っております。

ぜひ財務部として、私個人は、途中で補正予算を組んでも、増額するべきだというふうに思います。最低でも来年度から、ここの調査業務の委託料を引き上げるべきと思いますが、財務部の見解をお伺いいたします。

◎財政課長（堀川 慎一） 認定調査の委託料でございます。

福祉部としっかり話をして、検討をしてまいりたいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 検討だけではなくて、きちんとした数字で表していただきたい。これは健康都市をうたうのであれば、要介護認定を受ける方というのは、皆、困っています。先ほど、須藤委員からもいろいろなお話がありました。それを最前線で、一番最初のスタート段階が、要介護の認定が一番のスタート段階になります。ですので、そうやって頑張っている方々にきちんとした、当たり前の担保をしていただく、それを強く願って終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き無通告の質疑に入ります。順次、会派

を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、御異議がございますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第13号令和6年度弘前市水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第13号令和6年度弘前市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に給水戸数を、第2号に年間総配水量を、第3号に1日平均配水量を、第4号に主要な建設改良事業をそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

水1ページから水2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入には44億3511万1000円を、支出には37億6352万9000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引額につきましては、水8ページをお開き願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で6957万2000円の純利益を見込んでおります。

水2ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出のうち、収入には51億1740万9000円を、支出には81億5919万7000円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

水3ページから水4ページにかけての第5条から第10条につきましては、企業債、一時借入金などを定めたものであります。

水5ページをお開き願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものに

つきましては、1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目給水収益に水道料金36億8438万8000円を計上しております。

水 6 ページをお開き願います。

支出の主なものにつきましては、1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費に樋の口浄水場や各配水池の維持管理に要する費用11億8820万3000円を、7 目減価償却費に償却資産の減価償却費用12億2334万5000円を計上しております。

水 7 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして 1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債に44億1360万円を計上しております。

支出の主なものにつきましては、1 款資本的支出 1 項建設改良費 3 目老朽管更新事業に 7 億2730万6000円を、5 目浄水場建設事業費に54億9611万9000円を、2 項企業債償還金 1 目企業債償還金に10億2996万2000円を計上しております。

そのほか、水 8 ページから水32ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案につきましては、1 名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

創和・公明。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私のほうからは、1 款 1 項 3 目、水 7 ページの老朽管更新事業費について質疑したいと思います。

まず全体の事業概要、それと令和 6 年度の事業内容、それと事業の進捗、令和 5 年度まではどのくらい進んだのか。そして令和 6 年度でどのくらいまで進む予定なのか、お伺いいたします。

◎上下水道部工務課長（千葉 裕朗） 老朽管更新事業の概要について御説明いたします。

市では、水道管の太さや使用される量のほか、物流等の緊急輸送道路に埋設されている水道管及び避難所や病院等の災害時拠点施設へつながる水道管を基幹管路として位置づけており、布設後40年以上を経過した基幹管路の耐震性強化などを行いまして、地震などによる大規模かつ長期的な断水を減少させようとする事業であります。

進捗状況につきましては、令和 5 年度はまだ終わっていませんので、令和 4 年度の時点での進捗率を述べます。基幹管路総延長256.6キロメートルのうち、令和 4 年度末時点で132.3キロメートルが整備済みであり、耐震適合率は51.6%となっております。令和 6 年度の予定といたしましては、樋の口町地区ほか13地区、延長2,282メートル、事業費 7 億687万3000円の予定をしてございます。6 年度の進捗率は、ちょっと出していない。すみません。

◎13番（蛭名 正樹委員） 老朽管については、耐用年数40年を見ているということで、水道ビジョンとかをいろいろ拝見しますと、平成30年度末で25%、そして今後、様々老朽管が増えていって、令和11年度では、その割合は40%ぐらいになるということで、なかなか追いついていかないような状況でもあるように思いますので、この間の能登半島地震とかいろいろなことで影響が顕著に出ていますので、限られた予算ではありますけれども、主要な路線・管路について、しっかりとその辺を見極めながら進めていただきたいと思います。これは、それで、一つ終わりたいと思います。

次に、1 款 1 項 4 目主要管路耐震化事業費でございます。

これは一般質問で、同僚の外崎議員の一般質問の中でいろいろと説明がありましたので、まずそ

の概要については結構でございます。

この耐震化とは、要は事業にうたわれている耐震化とは、実際、管をどういうふうな形でリニューアルするのか、その辺を1点伺いたいします。

◎上下水道部工務課長（千葉 裕朗） 一応、主要管路の耐震化事業について、進捗のほうをお答えいたします。

令和4年度末時点において、弘前市地域防災計画に基づいた医療機関14施設のうち64.3%の旧施設、指定避難所91施設のうち52.7%の48施設が耐震性能を有する水道管が埋設されている道路に面してございます。

耐震のことなのですけれども、普通の鋳鉄管をダクタイル鋳鉄管と言いまして、球状の黒鉛を含有させた鉄管になりますので、粘りがあって衝撃に強いと。あと強度が上がって、耐食性があるって、あと加工がしやすいと、そういう管に換えるものでございます。

◎13番（蛭名 正樹委員） 塩ビ管とか様々な、古いものであればエタパイとかがあるわけですが、管の更新を最新の物にして、柔軟性も持たせるような形で、敷設替えするものだと理解しました。

これも水道ビジョンでいきますと、ある程度、令和11年度まででは耐震化率はかなり進むということで認識をしておりますので、ぜひその辺は、アクシデントがない限り、順調に進むように今後とも努力していただきたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。

順次会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未

来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第14号令和6年度弘前市下水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第14号令和6年度弘前市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に排水処理件数

を、第2に年間総処理水量を、第3号に1日平均処理水量を、第4号に主要な建設改良事業をそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

下1ページから下2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入には52億287万円を、支出には52億9614万円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引額につきましては、下9ページを御覧願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で1億5465万5000円の純損失を見込んでおります。

下2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入には19億1075万4000円を、支出には42億1168万円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

下3ページから下4ページにかけての第5条から第11条につきましては、継続費、企業債などを定めたものであります。

下5ページを御覧願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものにつきましては、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料に下水処理に係る使用料30億5343万6000円を計上しております。

下5ページから下6ページにかけての支出の主なものにつきましては、1款下水道事業費用1項営業費用7目流域下水道維持管理負担金に13億8902万5000円を、10目減価償却費に償却資産の減価償却費用25億6020万3000円を計上しております。

下7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては

は、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして1款資本的収入1項企業債1目企業債に12億3040万円を計上しております。

下7ページから下8ページにかけての支出の主なものにつきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業建設費に5億4939万4000円を、4目流域下水道建設負担金に3億5464万円を、2項企業債償還金1目企業債償還金に32億6417万2000円を計上しております。

そのほか、下9ページから下34ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付してございますので、御参照くださいようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

創和・公明。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私からは、1款1項1目公共下水道事業建設費についてお伺いいたします。

予算概要のほうで、公共下水道建設事業と管渠改築事業、公共下水道処理施設等改築事業の3点についてお伺いいたします。

それぞれの事業概要、もうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

◎上下水道部工務課長（千葉 裕朗） そうすれば、まず公共下水道事業のほうから御説明いたします。

公共下水道事業とは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、市内に点在している下水道未整備地区の整備並びに処理施設の統廃合に伴う下水管路の整備のための事業となります。

次に、管渠改築の概要を説明いたします。

管渠改築事業については、既設下水道管の能力

確保と長寿命化を図るため、老朽化が著しい下水道管内部の更生工事のほか、管口の耐震化、人工蓋の更新を行うものであり、当市において早期に供用開始された地区を対象に整備するものであります。

◎上下水道部下水道施設課長（福士 一之） 私からは、公共下水道処理施設と改築事業について説明いたします。

この事業は、耐用年数を超えまして、経年劣化の著しい機械設備や電気設備などについて計画的に更新することで、下水処理施設の機能維持を図るとともに、地震や大雨などの災害にも強い下水処理施設を構築するために、耐震化及び耐水化の対策を講じるものです。

◎13番（蛭名 正樹委員） 公共下水道の更新というのは、公共下水道が建設されて50年ぐらいたつと思うのですが、耐用年数が基本的には50年ということで認識しておりまして、これからだんだん老朽管の割合ですとか、そういうのがずっと上がっていくと、将来的に上がっていくというふうな見通しだと思います。

こういうふうなことも、今回の能登半島地震を見ても、下水道にも相当影響が出たというようなことでありますので、しっかりとその辺の予算も割当てしていかなければならない時代に入ったのかなと私は考えておりますので、しっかりとその辺を見極めて、あるいは優先順位を決めて、整備・更新を進めていっていただきたいと思います。

もう1点、下水道施設には、道路占用として管を敷設していると思います。その管のマンホールがかなり段差を生じさせて、秋のりんごの収穫の輸送に支障を来したり、あるいは除排雪でグレーダーとかドーザーが行ったときにがんとぶつかって支障になったり、けがをしたりと、そういうふうなことが往々にしてあるわけですが、その辺の

対応・対策については、どういうふうなことでやっているのか、そこをお聞かせください。

◎上下水道部下水道施設課長（福士 一之） まず、道路の除排雪の際に支障となるマンホール蓋の高さの調整について説明します。

除排雪作業に支障となるマンホールの高さの調整につきましては、道路管理者からの蓋と路面との段差の解消について、解消してほしいとの依頼文書を受けまして、私ども直営で現地を確認した後に、舗装のすりつけなどで対応しております。

今年度——令和5年度2月末時点では、除排雪作業による蓋の破損につきましては5件ほど、破損の事故が発生しております。令和元年度から令和5年度までの過去5か年では合計20件、そして年平均4件ほど発生しております。そして来年度の令和6年度の事業費につきましては、路面の復旧費として、工事費として260万円ほどを計上しておりまして、その工事費によって140か所ほど舗装のすりつけで対応したいと考えております。

あと、冬の道路の除排雪に関係ない高さの調整につきましては、市民からの情報提供であったり、そして直営によるパトロールによって発見した蓋の不具合、そして三つ目としましては、道路管理者の行う舗装工事などに併せて高さを調整しております。

予算としましては、修繕費として1000万円ほど、そして委託料としては3640万円ほど計上しております。

◎13番（蛭名 正樹委員） マンホールの段差の解消というのは、意外と市民の皆様からの声を聞くと、私には意外と大きく聞こえてくるのです。やっぱり支障になっているということでございますので、早急なというか、早め早めの対応をお願いして、質疑を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。

順次会派を指名いたします。まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第38号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第38号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に22億278万1000円を追加し、補正後の額を849億8278万1000円とするほか、地方債の補正をしようとするものであります。

地方債の補正は、小学校整備事業などに係る変更2件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

2款総務費2項徴税費1目課税費の15億6986万3000円は、物価高騰支援臨時調整給付金を支給するための経費を計上するものであります。

9ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の6億7585万円は、生活支援臨時給付金及び子育て世帯生活支援臨時給付金を支給するための経費を計上するものであります。

10ページにかけての10款教育費2項小学校費3目学校建設費の2295万6000円の減額及び3項中学校費3目学校建設費の1997万6000円の減額は、小中学校7校の屋内運動場照明器具LED化更新に係る経費を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金及び23款市債を計上するほか、20款財政調整基金繰入金の減額722万8000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎1番（須藤 江利加委員） 私からは、2款2項1目の物価高騰支援臨時調整給付金給付事業について伺いたいと思います。

まず、これまで結構補正の話は今日に至るまであった中で、何ゆえ今日の最後、今回のタイミングになって話が出てきているのかというところと、概要についてまず伺いたいと思います。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 市では、これまで電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の支給を進めてまいりましたが、令和6年度は、新たに定額減税し切れないと見込まれる者に対して給付金を支給する物価高騰支援臨時調整給付金給付事業。令和6年度、新たに住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯となった世帯に1世帯当たり10万円を支給する生活支援臨時給付金給付事業。さらに、非課税世帯、均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算として、18歳以下の児童に1人当たり5万円を追加支給する子育て世帯生活支援臨時給付金給付事業を実施するものであります。

なぜ今、追加で補正予算を計上するかであります。本給付金については、国において令和5年12月22日に令和5年度予備費の閣議決定により予算を確保したもので、事業の目的から、できる限り迅速な支給につなげるよう、自治体にお願いしているところです。

市といたしましては、新たに低所得世帯となった世帯と、物価高騰の影響を受けた市民の生活を支えるため、税情報の確定後、できる限り早期に支給するためには本定例会に提案する必要があると判断し、追加提案させていただいたものであります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。かなりスピーディーに市が対応したというふうな印象を受けました。

それであれば、手続であるとか、周知、結構名前が似たような事業が多くなっていますの

で、今回のこの事業についてはどのようにされるのか教えてください。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 手続と周知ということですが、今回の給付は新たに対象となる方であるため、市においては口座情報を把握していないことから、対象と思われる方全てに確認書を発送する往復方式のプッシュ型での対応となります。

周知については、市ホームページや広報ひろさきによる周知のほか、提出することが困難な方への対応として、社会福祉法人や民生委員などに対して、提出に向け御配慮いただけるよう文書を発送するなど、様々な媒体を活用して本給付金の制度周知を進めてまいります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

最後に伺いたいのが、かなり難しい計算とか、それぞれに税の関係も入ってくるので、担当としては市民税課が関わっているなと思ったのですが、調整給付のところをもうちょっと具体的に教えていただきたいです。

◎市民税課長（村元 広美） 定額減税と調整給付について、具体的に御説明いたします。

まず定額減税ということで、令和6年の所得税または令和6年度の個人住民税の所得割が課税される納税義務者について、本人及び配偶者含めた扶養親族1人につき所得税3万円、個人住民税1万円を減額いたします。ここで所得減税額及び個人住民税額から減額し切れなかった額がある場合、その額の合計額について1万円未満を切り上げた額を調整給付として支給するものであります。

例えば、納税義務者の方と扶養親族2人の合計3人の世帯であれば、所得税が3万円掛ける3人で9万円、個人住民税が1万円掛ける3人で3万円が、それぞれの税額から減額されることとなる

のですけれども、税額のほうが少なくで減額し切れない場合は、その減額し切れない額の合計、例えば所得税分で7万7000円引き切れなかったと、個人住民税のほうで6,000円引き切れなかったとなると、両方を足して合計8万3000円。ここで3,000円のところは1万円単位に切り上げて、9万円が調整給付として給付されるということになります。このような制度になります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後2時18分 散会〕

委 員 長 佐 藤 哲